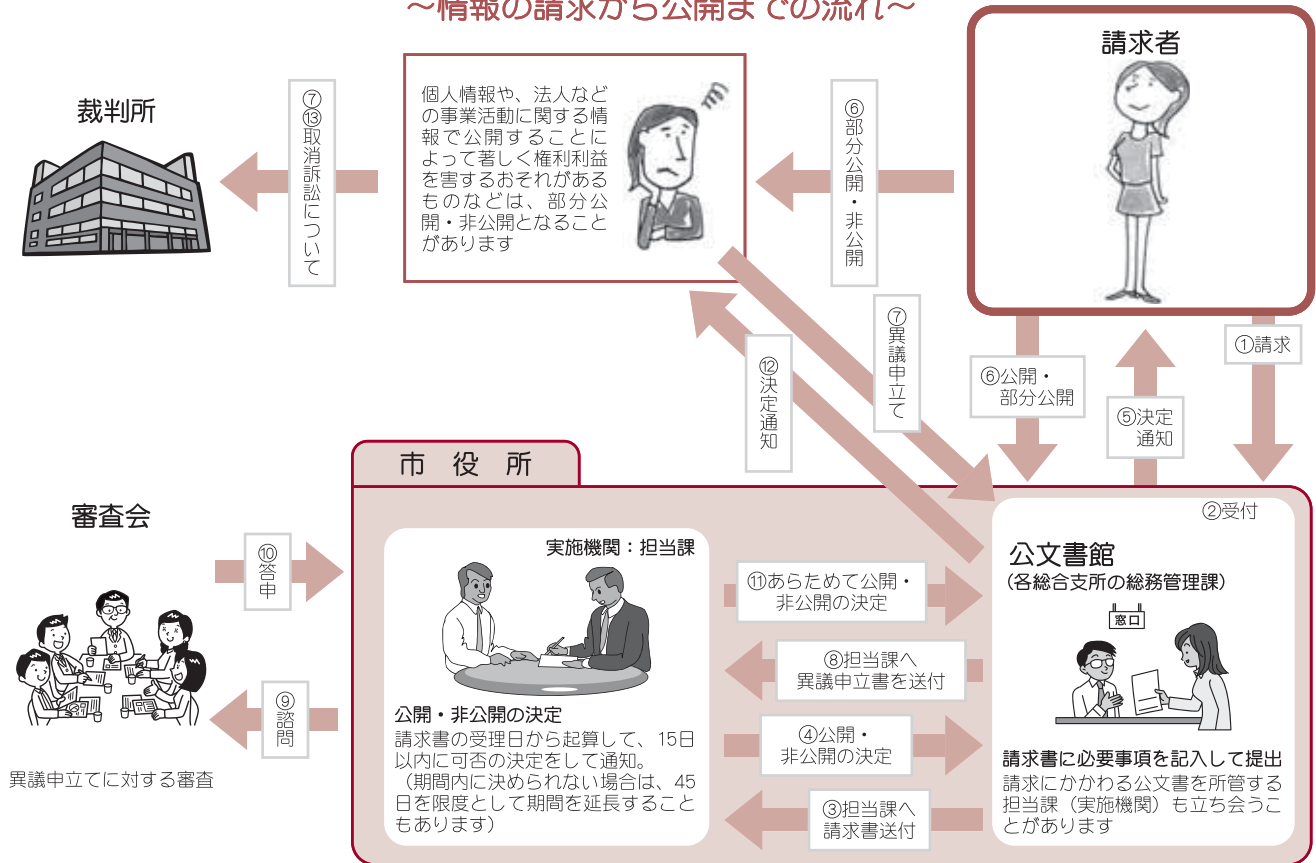


～情報の請求から公開までの流れ～



運営審議会

二つの制度の適正かつ円滑な運営を推進するために、「情報公開・個人情報保護運営審議会」が設置されています。

この審議会では、実施機関の諮問に応じて審議をするなど、必要に応じて会議を開催しています。

市ホームページでは、審議会の会議録や開催予定などを掲載しています。

表3 個人情報開示請求の受付・決定件数 (平成22年度)

受付実数	取下げ	受付件数	決定件数	決定件数内訳		
				開示	部分開示	不開示
3	0	3	3	1	2	0

表4 個人情報の簡易開示件数 (平成22年度)

簡易開示の名称	開示件数	開示内訳	
		1次試験	2次試験
職員採用試験	27	12	15

個人情報保護の実施状況

平成22年度の実施状況は、表3・表4のとおりです。

簡易開示については、職員採用試験で実施されました。

また、訂正・削除・利用中止の請求はありませんでした。

個人情報保護法の正しい理解を深めましょう

個人情報保護法は「個人情報の有用性に配慮しつつ、「個人の権利利益を保護する」ために制定されました。

個人情報の保護と有効な利用について、もう一度考えてみましょう。

【相談事例】

問 住所や電話番号が入った名簿を作ったり、配布したりすることはできないのですか。

答 次のような工夫をすれば名簿などを作ることができます。

- (1) 「氏名、住所など、提供された個人情報については、名簿や緊急連絡網として関係者のみに配布する」ことを明示し、これに同意のうえで所定の用紙に個人情報を入力・提出してもらいましょう。
- (2) 作成の必要性、配布先や管理方法を説明し、同意を得られるようにしましょう。
- (3) 全員の同意が得られない場合であっても、同意を得ることができた人のみを掲載した名簿作成・配布は可能です。

※消費者庁ホームページ「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」より